

「申20号」の回答に対して再申し入れを行う！

2月23日、「申20号」に対する業務委員会が開催され、会社は「現行通りとする」といった回答に終始しました。4月25日、以下のように再申し入れを行いました。

1. 「夕食時の休憩時間（新大阪駅総案 A・B）を45分から1時間に変更すること」

会社は「お客様が多い時間に案内所が手薄になる」と言っています。しかし現行45分間は一人で案内しており、15分間だけ延長しても問題はありません。

2. 「案内所を開けている時間（5：15～0：10）を7時から22時までとすること」

2008年12月10日の業務委員会において、会社は「JR 西日本との契約（案内所の終了時間）が出来たら解消したい」と言っていました。しかし、会社は「当時とは状況が変わっている」と言っています。JR 西日本との契約内容と当時と変わった状況を明らかにすることを申し入れました。

3. 「案内所に情報伝達装置（列車遅延、発車順序等）の端末機を設置すること」

会社は「案内所に発車順序はいらない。変わることもあるから誤案内のリスクがある」と言っています。現行の発車順序変更については、内勤からファックスが送信されますが、リアルタイムなものとはならずタイムラグが発生します。「一番早く東京に行くのはどの列車か！」とお客様に言われたときに、正確な情報を答えることができません。

4. 「駅への異動期間を2年か3年とすること。乗務員の教育を定期的に行うこと」

会社は「運輸所に復帰することの不安については手当とする。教育は手厚くする。制度のブラッシュアップもしている」と言っています。しかし、一回目の駅への異動者（5年経過）が運輸所へ戻った時に様々な問題が発生しています。発生した問題と対策を明らかにすることも申し入れました。

5. 「案内所にパソコンを設置すること」

会社は「パソコンを一台設置することは大変である。二科に設置されているパソコンを利用すればいい」と言っています。しかし、二科に設置されているパソコンは管理者専用です。パソコンを設置することが困難ならば、現在あるパソコンを案内所で使用出来るようにすることを申し入れました。